

情報提供

那医発第 369 号
令和4年10月17日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「ヤングケアラーの支援に向けた取組へのご協力について（依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖 医 発 第 1013 号
令和 4 年 10 月 11 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 涌波清



ヤングケアラーの支援に向けた取組へのご協力について（依頼）

日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本通知は、厚生労働省老健局よりヤングケアラーに係る施策等を取りまとめた情報提供となっております。

同居家族がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱い、多機関・多職種連携におけるヤングケアラー支援マニュアル、研修マニュアル等が示されている他、本年6月に成立・公布された児童福祉法等の一部を改正する法律の概要や子育て世帯訪問支援臨時特例事業等が幅広く紹介されております。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、その心身の健やかな育ちのためには、医療機関・団体等がしっかり連携し、早期発見・支援につなげる取組が求められ、ヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点を把握することが重要です。

また、日本医師会は支援が必要なヤングケアラーの早期発見・介入につなげるためのアセスメントシートの在り方の検討にも参画しており、介護保険分野、子育て支援分野の重層的支援を行っていく所存でございます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- ヤングケアラーの支援に向けた取組へのご協力について（依頼）

（令和4年10月3日（日医発第1311号（介護）（健I））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、宮城
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

令和4年10月3日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
神村 裕子
(公印省略)

ヤングケアラーの支援に向けた取組へのご協力について(依頼)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、家族介護者(ケアラー・ヤングケアラー)の支援に関する取組促進においては、福祉、介護、医療、教育といった多分野の連携が重要です。今般、厚生労働省老健局よりヤングケアラーに係る施策等を取りまとめた事務連絡が、各都道府県介護保険担当課及び各市町村介護保険担当課、各介護保険関係団体へ周知されましたので、情報提供いたします。

本事務連絡では、同居家族がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱い、多機関・多職種連携におけるヤングケアラー支援マニュアル、ヤングケアラーについて学ぶ研修カリキュラム等が示されている他、本年6月に成立・公布された児童福祉法等の一部を改正する法律の概要や子育て世帯訪問支援臨時特例事業等が幅広く紹介されております。詳細につきましては、添付資料をご確認下さい。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、その心身の健やかな育ちのためには、関係機関・団体等がしっかりと連携し、早期発見・支援につなげる取組が求められています。その際、ヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等を知っておくことも必要です。そのため、日本医師会は支援が必要なヤングケアラーの早期発見・介入につなげるためのアセスメントシートの在り方の検討にも参画しております。今後とも介護保険分野のみならず、学校保健分野、子育て支援分野が重層的に関与し支援を行っていく所存でございます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・介護保険最新情報 vol. 1101 ヤングケアラーの支援に向けた取組への御協力について(依頼)
(令和4年9月20日 事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課)

(参考資料)

- ・令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル ～ケアを担う子どもを地域で支えるために～《令和4年3月 有限責任監査法人トーマツ》より抜粋

各都道府県介護保険担当課（室）

各市区町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

ヤングケアラーの支援に向けた取組への御協力について（依頼）

計8枚（本紙を除く）

Vol.1101

令和4年9月20日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3979、3996)

FAX : 03-3503-7894

事務連絡
令和4年9月20日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中
各介護保険関係団体

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

ヤングケアラーの支援に向けた取組への御協力について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。世帯が抱える課題が多様化する中、家族介護者（ケアラー・ヤングケアラー）の状況が高齢者の自立した生活にも大きな影響を与える可能性があるため、家族介護支援の取組を促進することは重要です。

こうした中で、ヤングケアラーに係る福祉、介護、医療、教育といった多分野の連携、訪問介護サービス等の生活援助の取扱い、ヤングケアラー等がいる家庭への家事・育児支援を行う事業等につき、これまでも事務連絡や全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等により周知を行ってきたところですが、改めて下記のとおりヤングケアラーに係る施策等を一体的に周知いたします。各都道府県等におかれましては、内容について御了知いただき、ヤングケアラーと接する可能性のある関係機関、団体等に周知するとともに、ヤングケアラーに必要な支援が届くよう、適切な対応をお願いいたします。

記

- 1 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて
(平成21年12月25日付け厚生労働省老健局振興課長通知)

同居家族がいる場合の生活援助サービスについては、利用者の同居家族等が障害や疾病等の理由により家事を行うことが困難な場合や、その他やむを得ない事情により家事が困難な場合などに限って利用が認められるものですが、利用者に同居家族（ヤングケアラーも含む）がいることをもって一律に本人への生活援助が位置付けられないというものではありませんので、改めて関係機関、団体等に周知をお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003fwn-img/2r98520000003fy5.pdf>

2 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)の周知への御協力について(依頼)(令和4年4月22日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)において、地方自治体やヤングケアラーと接する可能性の高い専門職へのアンケート調査や地方自治体でのモデル事業を通じて、ヤングケアラー発見の着眼点や支援のつなぎ方などの成果をマニュアルにてまとめております(別添1参照)。ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育といった多分野の連携が重要であることから、本マニュアルをご活用いただくようお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000932685.pdf>

また、ヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化等を進めておりますので、ご了解いただくようお願いいたします(別添2参照)。

3 ヤングケアラーについて学ぶ研修カリキュラム等の作成

「介護支援専門員の法定研修のカリキュラムやガイドライン等について(情報提供)」(令和4年4月28日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)において、「介護支援専門員の資質向上に資する研修等のあり方に関する調査研究事業」(令和3年度老人保健健康増進等事業)における成果物を周知したところですが、現在、介護支援専門員の法定研修に係るカリキュラムやガイドライン等の見直しの検討を進めており、ヤングケアラーが介護者の場合におけるアセスメントの留意点等について盛り込むことを予定しております。引き続き、研修実施機関、研修向上委員会等と連携しながら、今後のカリキュラム・ガイドライン等の改正を見据えた対応の検討をお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000934998.pdf>

また、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究事業」により、都道府県が地域包括支援センター職員等を対象としたヤングケアラーを含む家族介護者支援に関する研修を行うためのカリキュラムの作成を進めています(成果物の周知は今年度末を予定)。来年度以降に地域医療介護総合確保基金の既存メニュー等により実施する研修への活用について検討をお願いいたします。

4 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について

令和4年6月に成立・公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)により、令和6年4月から、市町村において、支援を要するヤングケアラーを含め、要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の

提供並びに家事及び養育に係る援助その他必要な支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」が創設されます（別添3参照）。

なお、当該事業の先行的な実施を支援するため、子ども家庭局において、令和3年度補正予算において「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」（別添4参照）を計上していますので、積極的に活用いただき、ヤングケアラー等がいる家庭に対する包括的な支援をお願いいたします。

多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 実施：有限責任監査法人トーマツ

- 家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現状において、ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐためには、**福祉、介護、医療、教育等に係る関係機関・団体が個別に機能するだけでなく、お互いの業務を理解した上で連携して取り組むことが重要。**
- 全国の自治体や、関係機関等に所属する専門職を対象としたアンケート調査で**支援の取組事例などを収集し、ヤングケアラー発見の着眼点や連携して行う支援の内容をマニュアルにまとめ、地方自治体へ周知。**

マニュアルの目的

- 本マニュアルは、**支援開始から切れ目なく、また、対象者の負担を極力減らし、支援が包括的に行われることを目指し、支援に従事する方々の日々の活動の一助になることを目的**としている。

マニュアルの対象

- ヤングケアラーへの支援を行う**自治体担当者及びすべての支援機関及び支援者**（児童福祉、学校、保健・福祉・医療、地域関係者等）

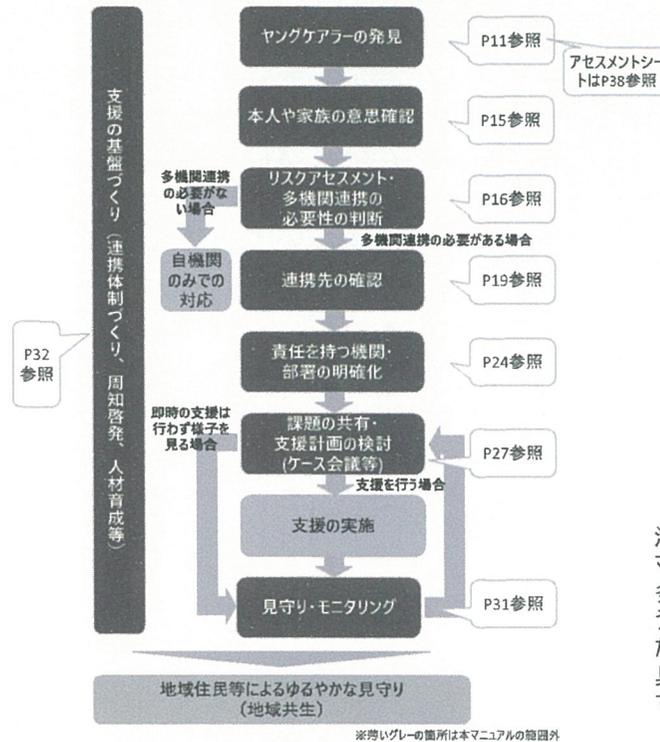
マニュアルの構成

- マニュアルの章立ては以下の通り。
- 第3章ではヤングケアラー支援の一般的な流れを示した上で、流れに沿って支援のポイントを解説している。

- 第1章 マニュアルの目的及び使い方
- 第2章 ヤングケアラーに関する基本事項
- 第3章 連携して行う支援のポイント
- 第4章 支援の基盤づくり
- 第5章 付録(アセスメントシート例、多機関連携チェックリスト等)

▼マニュアルに掲載した内容例

図表7：ヤングケアラー支援の一般的なフロー



注（上、図表7）
マニュアルでは、このフローに沿って多機関・多職種により連携して行う支援のポイントを掲載している。また、巻末付録には、フローに沿った具体的な事例（仮想）を掲載している。

図表22：多機関連携における調整の方法・体制づくりのパターン

通番	連携体制の設け方	事例
1	既存の会議体を活用する	◇ 要保護児童対策地域協議会の場を活用し、日頃から関係機関との連携を強化。（要保護児童対策地域協議会において、虐待や特定妊婦等のハイリスク事案を取り扱うだけでなく、支援を要する世帯への支援を検討する場としても活用）

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー支援体制構築モデル事業)

別添2

令和4年度予算：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・ 地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化（当該コーディネーターへの研修もセット）
- ・ ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額
1 都道府県、指定都市あたり 17,637千円
1 中核市・特別区あたり 11,291千円
1 市町村あたり 6,312千円
- ③負担割合 国：2/3、実施主体（自治体）：1/3

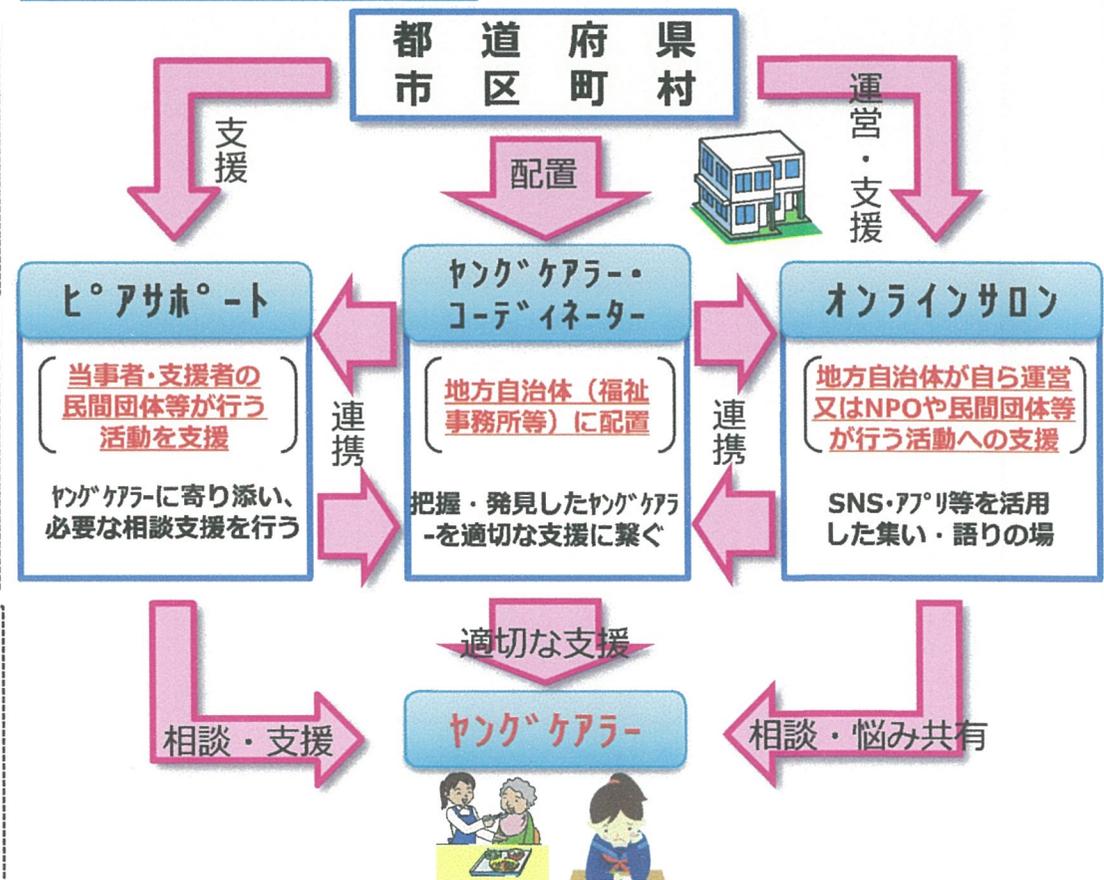
(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額
1 都道府県、指定都市あたり 7,261千円
1 中核市・特別区あたり 4,923千円
1 市町村あたり 2,539千円
- ③負担割合 国：2/3、実施主体（自治体）：1/3

(3) オンラインサロンの運営・支援

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額
1 都道府県、指定都市あたり 3,794千円
1 中核市・特別区あたり 2,582千円
1 市町村あたり 1,710千円
- ③負担割合 国：2/3、実施主体（自治体）：1/3

3. 事業イメージ



児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童(※1)は約23万人、特定妊婦(※2)は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適當な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング）等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

事業概要

- 家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加している。
- こうした需要に対応するため、訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

支援対象

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

支援内容

- ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・育児支援（保育所等の送迎支援や地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

補助割合

国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4

（参考）支援の様子

補助基準額（案）

訪問支援費用	1時間当たり	1,500円（3,000円）
交通費	1件当たり	930円（1,860円）
事務費（管理費）	1事業所当たり	564,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。

括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

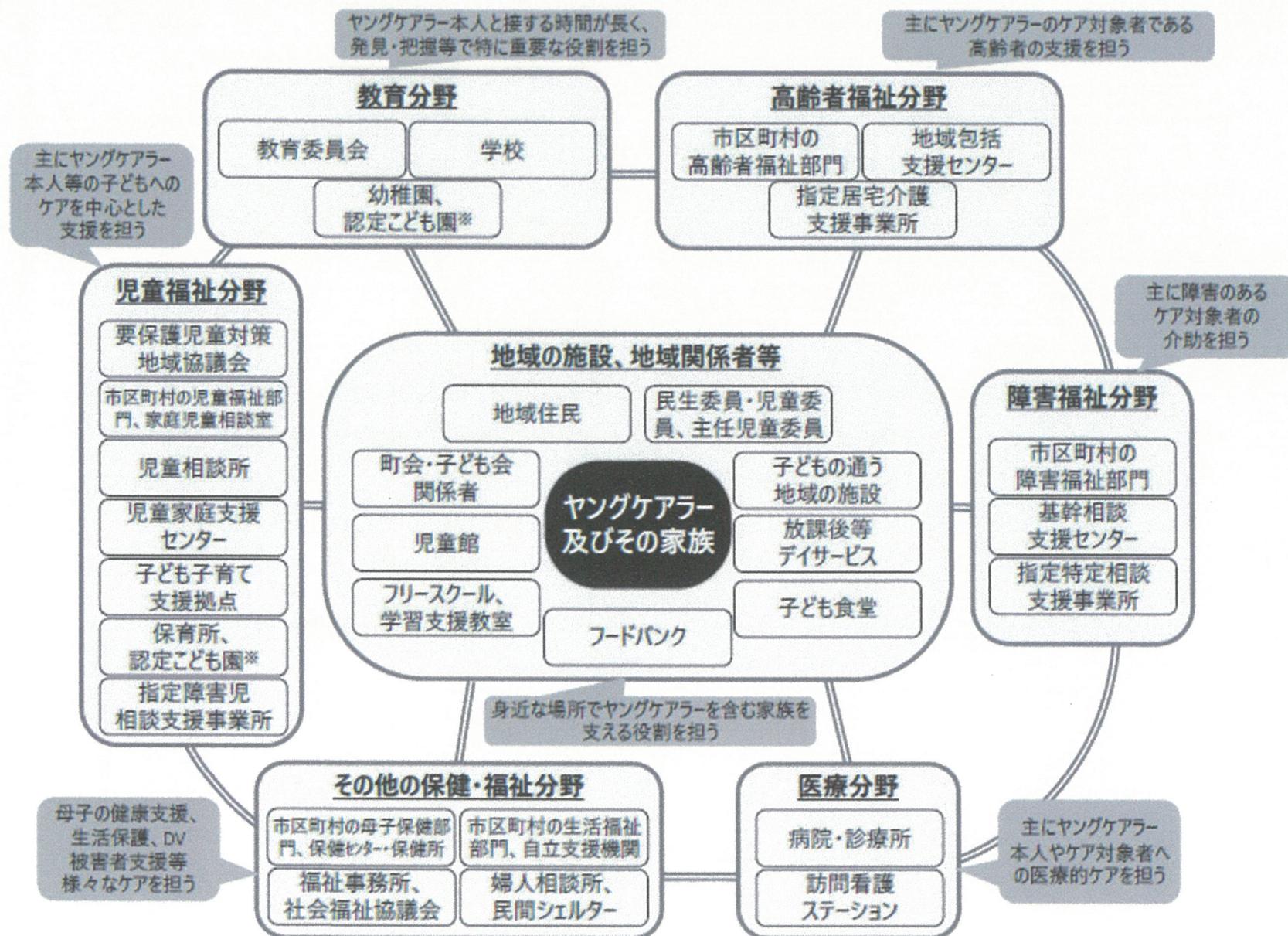


家事支援のイメージ



育児支援のイメージ

図表 13： ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関



※認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なる